

一次案からの主な変更箇所一覧
●審議会委員の方々からのご意見・ご質問等の反映による変更

部	章	節	項	目	頁		タイトル	担当課	審議会委員	意見・質問	一次案の該当箇所	変更内容（二次案）																																																																			
					一次案	二次案																																																																									
2	I	1	(2)	⑥	48	49	⑥アスベスト調査	環境保全課	橋詰委員	⑥アスベスト調査の「環境調査結果（年1回3日間測定）」の表 脚注に「0.0056 本／L は検出下限値」といった説明を加えるべき。	記載無し	ご指摘のとおり、追記いたします。 ※ 検出下限値は全て0.0056本／Lです。																																																																			
2	I	3	(2)	⑩	73	73	⑩下水汚泥の有効利用	下水道施設課	矢出委員	⑩下水汚泥の有効利用の「令和7 年度 下水汚泥の有効利用実績」の表 「有効利用の形態」を右端の欄か、または「発生施設」と「搬出形態」の間の欄に。「有効利用の形態」と「排出形態」の間に「発生施設」欄があると、見づらいように思えます。 <table><tr><td>発生施設</td><td>搬出形態</td><td>排出量</td><td>有効利用の形態</td></tr><tr><td>辻堂浄化センター</td><td>焼却灰（乾灰）</td><td>661</td><td>建設骨材</td></tr><tr><td></td><td>焼却灰（加湿灰）</td><td>3</td><td>菌体りん酸肥料</td></tr><tr><td>大清水浄化センター</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ⑩下水汚泥の有効利用の「令和7 年度 下水汚泥の有効利用実績」の表 辻堂浄化センターの排出量がない脱水ケーキは削除したほうが見やすい。 ⑩下水汚泥の有効利用の「令和7 年度 下水汚泥の有効利用実績」の表 トピックスである「菌体りん酸肥料」については本文に、その重要性等を記載した方が良い。	発生施設	搬出形態	排出量	有効利用の形態	辻堂浄化センター	焼却灰（乾灰）	661	建設骨材		焼却灰（加湿灰）	3	菌体りん酸肥料	大清水浄化センター				<table><tr><td>有効利用の形態</td><td>発生施設</td><td>搬出形態</td><td>排出量</td></tr><tr><td rowspan="2">建設骨材</td><td rowspan="4">辻堂浄化センター</td><td>焼却灰（乾灰）</td><td>680</td></tr><tr><td>焼却灰（加湿灰）</td><td>0</td></tr><tr><td>脱水ケーキ</td><td>0</td></tr><tr><td>脱水ケーキ</td><td>0</td></tr><tr><td>コンポスト（堆肥化）</td><td rowspan="3">大清水浄化センター</td><td>脱水ケーキ</td><td>48.07</td></tr><tr><td>建設骨材</td><td>脱水ケーキ</td><td>37.78</td></tr><tr><td>コンポスト（堆肥化）</td><td>脱水ケーキ</td><td>92.10</td></tr><tr><td colspan="3">合 計</td><td>857.95</td></tr></table>	有効利用の形態	発生施設	搬出形態	排出量	建設骨材	辻堂浄化センター	焼却灰（乾灰）	680	焼却灰（加湿灰）	0	脱水ケーキ	0	脱水ケーキ	0	コンポスト（堆肥化）	大清水浄化センター	脱水ケーキ	48.07	建設骨材	脱水ケーキ	37.78	コンポスト（堆肥化）	脱水ケーキ	92.10	合 計			857.95	ご指摘に沿った形で修正いたします。 <table><tr><td>発生施設</td><td>搬出形態</td><td>有効利用の形態</td><td>排出量</td></tr><tr><td rowspan="2">辻堂浄化センター</td><td>焼却灰（乾灰）</td><td>建設骨材</td><td>661</td></tr><tr><td>焼却灰（加湿灰）</td><td>菌体りん酸肥料</td><td>3</td></tr><tr><td rowspan="3">大清水浄化センター</td><td rowspan="3">脱水ケーキ</td><td>セメントの原料</td><td>146.83</td></tr><tr><td>建設骨材</td><td>76.80</td></tr><tr><td>コンポスト（堆肥化）</td><td>138.66</td></tr><tr><td colspan="3">合 計</td><td>1026.29</td></tr></table>	発生施設	搬出形態	有効利用の形態	排出量	辻堂浄化センター	焼却灰（乾灰）	建設骨材	661	焼却灰（加湿灰）	菌体りん酸肥料	3	大清水浄化センター	脱水ケーキ	セメントの原料	146.83	建設骨材	76.80	コンポスト（堆肥化）	138.66	合 計			1026.29
発生施設	搬出形態	排出量	有効利用の形態																																																																												
辻堂浄化センター	焼却灰（乾灰）	661	建設骨材																																																																												
	焼却灰（加湿灰）	3	菌体りん酸肥料																																																																												
大清水浄化センター																																																																															
有効利用の形態	発生施設	搬出形態	排出量																																																																												
建設骨材	辻堂浄化センター	焼却灰（乾灰）	680																																																																												
		焼却灰（加湿灰）	0																																																																												
脱水ケーキ		0																																																																													
脱水ケーキ		0																																																																													
コンポスト（堆肥化）	大清水浄化センター	脱水ケーキ	48.07																																																																												
建設骨材		脱水ケーキ	37.78																																																																												
コンポスト（堆肥化）		脱水ケーキ	92.10																																																																												
合 計			857.95																																																																												
発生施設	搬出形態	有効利用の形態	排出量																																																																												
辻堂浄化センター	焼却灰（乾灰）	建設骨材	661																																																																												
	焼却灰（加湿灰）	菌体りん酸肥料	3																																																																												
大清水浄化センター	脱水ケーキ	セメントの原料	146.83																																																																												
		建設骨材	76.80																																																																												
		コンポスト（堆肥化）	138.66																																																																												
合 計			1026.29																																																																												
										下水汚泥は、可能な限り減容化に努めるとともに、有効利用を図っています。	「菌体りん酸肥料の取り組み」につきまして、追記いたします。 下水汚泥は、可能な限り減容化に努めるとともに、有効利用を図っています。 <u>また、燃焼灰（焼却灰）を菌体りん酸肥料に登録し肥料利用の検討を行っています。</u>																																																																				

一次案からの主な変更箇所一覧
●審議会委員の方々からのご意見・ご質問等の反映による変更

部	章	節	項	目	頁		タイトル	担当課	審議会委員	意見・質問	一次案の該当箇所	変更内容（二次案）
					一次案	二次案						
2	I	5	(2)	③	86	85	③海水及び河川水の放射能濃度	環境保全課	橋詰委員	③海水及び河川水の放射能濃度の「令和7年度海水及び河川水の核種別放射能濃度の測定結果」の表 その次の表と同様に、単位「Bq/kg」を記載。なおその評価について、放射性セシウムに関する水道水の管理目標値10Bq/kg（=10Bq/L）を（本文に）併記した方がよいのでは。	表左上 無 片瀬海岸東浜・片瀬海岸西浜・辻堂海岸の海水、引地川河口の河川水を採取し、放射能濃度を測定しています（片瀬海岸東浜、辻堂海岸は7・8月のみ）。 引地川河口 0.41（8月） 不検出 不検出 ※ 検出下限値は、ヨウ素-131が0.28～0.47 Bq（ベクレル）/kg、セシウム-134が 0.27～0.44Bq/kg、セシウム-137が0.26～0.46Bq/kg	ご指摘のとおり、追記いたします。 表左上単位「Bq/kg」 片瀬海岸東浜・片瀬海岸西浜・辻堂海岸の海水、引地川河口の河川水を採取し、放射能濃度を測定しています（片瀬海岸東浜、辻堂海岸は7・8月のみ）。 なお、水浴場の放射性物質に係る水質の目安は、放射性セシウム（放射性セシウム134及び放射性セシウム137の合計）が1 0 B q / L 以下です。 引地川河口 ※ 不検出 不検出 ※8/25に0.41 Bq（ベクレル）/kgを検出、その他は不検出。なお、不検出とは、放射性物質濃度が検出限界値に満たないことをいう。検出限界値は、ヨウ素-131が0.28～0.47 Bq（ベクレル）/kg、セシウム-134が 0.27～0.44Bq/kg、セシウム-137が0.26～0.46Bq/kg
2	II	1～3			100	99	1緑と里山の保全	みどり保全課	橋詰委員	森林保全等のみどりの保全対策の記述全般について温暖化対策の側面もあることを、どこかに明記すべき。原案ではp120の「エ 目標水準」において「カーボンニュートラル」が唐突に出てくる感じ。	森林保全等のみどりの保全対策の記述全般 取組・結果等について 緑地の保全及び緑化の推進に関する主な取組として、貴重な緑地の取得や条例に基づく保存樹木等の指定とともに、都市公園の整備や戸建て住宅等を対象とした建物緑化助成制度等の活用により、市街地における緑地の確保に努めました。	ご指摘のとおり、P.100の「★達成指標に対する本年度の状況★」の表の「概要」に追記いたします。 取組・結果等について みどりを取り巻く状況として、カーボンニュートラルの実現やウェルビーイングが実感できる水と緑豊かな都市の実現、生態系ネットワークの確保、緑地の量的拡大・質的向上、人と自然が共生するネイチャーポジティブの実現が求められています。 緑地の保全及び緑化の推進に関する主な取組として、貴重な緑地の取得や条例に基づく保存樹木等の指定とともに、都市公園の整備や戸建て住宅等を対象とした建物緑化助成制度等の活用により、市街地における緑地の確保に努めました。
2	III	1	(3)	①	142	141	①指定収集袋制によるごみ処理有料化の導入	環境総務課（総務担当）	松浦委員	「環境基金の状況」の表 それぞれの事業費の財源が環境基金だけではないと思うが、何も説明がないと、「環境基金の取り崩し額（充当額）の多寡＝施策の力点」と取られる可能性があるのではないかと？		ご指摘の内容を踏まえ、反映を検討いたします。 検討いたしました。環境基金の概要について前頁で説明していることもあり、表に絡めた説明を改めてする必要はないと判断いたしました。

一次案からの主な変更箇所一覧
●審議会委員の方々からのご意見・ご質問等の反映による変更

部	章	節	項	目	頁		タイトル	担当課	審議会委員	意見・質問	一次案の該当箇所	変更内容（二次案）
					一次案	二次案						
2	III	2	(1)	②	145	149	②特定処理品目の適正処理	環境施設課（北部環境事業所）	橋詰委員	② <u>特定処理品目の適正処理の説明文</u> R8年4月からの実施だが、次（の枠）の火災との関連で充電式小型家電については「危険ごみ・テープ類」に変更したことを「なお書き」ででも付記すべき。	p 149 (2) 廃棄物の分別 ①一般廃棄物処理業者への指導 <u>記載無し</u> ②ごみ処理・し尿処理の広域化による対応 ③インターネット・動画などでの情報提供 ④分別収集と資源化の推進 ⑤紙・デジタル媒体などでの情報提供	内容については分別の変更となりますので、担当課である環境事業センターと調整し、掲載場所を含めて検討いたします。 (2)廃棄物の分別（p.149）に②として以下を追加。 <u>② 火災事故の防止に伴う分別の見直し</u> <u>令和7年9月4日に発生したリサイクルプラザ藤沢廃棄物処理棟の火災を踏まえ、火災事故防止の観点から、令和8年1月に、発火するリスクの高い充電式小型家電（リチウムイオン電池等を内蔵した小型の家電製品で電池が取り外せないもの）を特定処理品目に追加し、分別収集を行っています。また、火災の拡大を防ぐため、不燃ごみの分類の一部見直しを行い、可燃ごみとして処理が可能な品目を「可燃ごみ」に変更しています。</u> <u>令和8年4月から、市民がより危険性を認識しやすく、適切に分別・排出できるようにするため、「特定処理品目」の名称を、「危険ごみ・テープ類」に変更します。</u> ③ごみ処理・し尿処理の広域化による対応 ④インターネット・動画などでの情報提供 ⑤分別収集と資源化の推進 ⑥紙・デジタル媒体などでの情報提供
2	III	2	(1)	③	147	146	③中間処理	環境施設課（石名坂環境事務所）	橋詰委員	<u>イ 破碎処理施設の説明文</u> リサイクルプラザにおける火災の発生について、資料253頁の広報ふじさわ記事の見出し紹介としては12月8日リチウム電池との関連で火災発生と記載されているものの、本文中にはそこまで触れられていない。147頁の「イ 破碎処理施設」あたりできちんと書くべき。	イ 破碎処理施設 また、通常、可燃性大型ごみ <u>について</u> は、石名坂環境事業所の可燃性大型ごみ破碎施設（25 t/5 h）で裁断後焼却処理をしています が、現在、整備中のため、リサイクルプラザ藤沢で処理をしています。（基幹的設備工事のため、令和11年3月末まで中止）	ご指摘のとおり、「2025年9月のリサイクルプラザ藤沢における火災事例」を本文に追記いたします。掲載場所や構成については、より効果的な啓発につながるよう調整して反映いたします。 イ 破碎処理施設 また、通常、可燃性大型ごみは、石名坂環境事業所の可燃性大型ごみ破碎施設（25 t/5 h）で裁断後焼却処理をしています が、現在、整備 <u>工事</u> 中のため、リサイクルプラザ藤沢で処理をしています。（基幹的設備 <u>改良</u> 工事のため、令和11年3月末まで中止） <u>現在、リサイクルプラザ藤沢は、令和7年9月4日に発生した火災の影響により電源設備などが損傷したことから、復旧工事等を行っています。火災の原因は、リチウムイオン電池を内蔵した製品などからの出火と推定されています。</u> なお、令和8年4月1日からリチウムイオン電池を内蔵した小型家電製品については「特定処理品目」から「危険ごみ・テープ類」に名称変更しています。引き続き、市民からの問い合わせに対し、正しい分別方法等に係る説明を行うとともに、市民の意識向上につながるよう努めていきます。

一次案からの主な変更箇所一覧
●審議会委員の方々からのご意見・ご質問等の反映による変更

部	章	節	項	目	頁		タイトル	担当課	審議会委員	意見・質問	一次案の該当箇所	変更内容（二次案）																																																						
					一次案	二次案																																																												
2	III	2	(3)	⑥	155	155	⑥日本容器包装リサイクル協会	環境事業センター	松浦委員	⑥日本容器包装リサイクル協会からの合理化拠出金の「本市における合理化拠出金受取実績」の表 表の下に、「※ 令和 5 年度はリサイクル費用の想定額を現に要した費用が上回ったため合理化拠出金が発生したが、令和 3 年度、令和 4 年度、令和 6 年度には合理化拠出金が発生せず、実績は 0 円となっている。」とあるが、表中の数字は、令和 3 年度、令和 4 年度は 0 円だが、令和 6 年度は 0 円ではない。表中の数字と表下の※のどちらが正しいのか？「ふじさわ環境白書 2025」では、同じ表（p154）で令和 6 年度の実績は 0 円となっている。	※令和2年度、令和5年度はリサイクル費用の想定額を現に要した費用が上回ったため合理化拠出金が発生したが、令和3年度、令和4年度、令和6年度には合理化拠出金が発生せず、実績は0円となっている。	令和 6 年度は当該拠出金の拠出があったため、表中の数字が正しく、表下の※が誤っていました。 ご指摘のとおり、※表記の文を修正いたします。 ※ 令和3年度及び令和4年度はリサイクル費用の想定額を現に要した費用が上回ったため合理化拠出金が発生せず、実績は0円となっている。																																																						
2	III	2	(3)	⑧	156	156	⑧「小型家電リサイクル法」対象品目のリサイクル	環境総務課（廃棄物・美化担当）	橋詰委員	ウピックアップ回収の「「小型家電リサイクル法」の回収実績」の表 合計も記載すべき。	<table><tr><td>年度</td><td>令和 3 年</td><td>令和 4 年</td><td>令和 5 年</td><td>令和 6 年</td><td>令和 7 年</td></tr><tr><td>ボックス回収</td><td>7,099</td><td>7,316</td><td>7,855</td><td>8,163</td><td>8,121</td></tr><tr><td>宅配による回収</td><td>32,810</td><td>30,728</td><td>31,014</td><td>28,019</td><td>28,894</td></tr><tr><td>ピックアップ回収</td><td>276,440</td><td>241,770</td><td>236,480</td><td>223,870</td><td>221,550</td></tr></table>	年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	ボックス回収	7,099	7,316	7,855	8,163	8,121	宅配による回収	32,810	30,728	31,014	28,019	28,894	ピックアップ回収	276,440	241,770	236,480	223,870	221,550	ご指摘のとおり、「合計」を追加した表に修正いたします。 <table><tr><td>年度</td><td>令和 3 年</td><td>令和 4 年</td><td>令和 5 年</td><td>令和 6 年</td><td>令和 7 年</td></tr><tr><td>ボックス回収</td><td>7,099</td><td>7,316</td><td>7,855</td><td>8,163</td><td>8,121</td></tr><tr><td>宅配による回収</td><td>32,810</td><td>30,728</td><td>31,014</td><td>28,019</td><td>28,894</td></tr><tr><td>ピックアップ回収</td><td>276,440</td><td>241,770</td><td>236,480</td><td>223,870</td><td>221,550</td></tr><tr><td>合計</td><td>316,349</td><td>279,814</td><td>275,349</td><td>260,052</td><td>258,565</td></tr></table>	年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	ボックス回収	7,099	7,316	7,855	8,163	8,121	宅配による回収	32,810	30,728	31,014	28,019	28,894	ピックアップ回収	276,440	241,770	236,480	223,870	221,550	合計	316,349	279,814	275,349	260,052	258,565
年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年																																																													
ボックス回収	7,099	7,316	7,855	8,163	8,121																																																													
宅配による回収	32,810	30,728	31,014	28,019	28,894																																																													
ピックアップ回収	276,440	241,770	236,480	223,870	221,550																																																													
年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年																																																													
ボックス回収	7,099	7,316	7,855	8,163	8,121																																																													
宅配による回収	32,810	30,728	31,014	28,019	28,894																																																													
ピックアップ回収	276,440	241,770	236,480	223,870	221,550																																																													
合計	316,349	279,814	275,349	260,052	258,565																																																													
2	V	0	(2)	③	183	183	【参考】部門別温室効果ガス排出量の増減要因分析	ゼロカーボン推進課	松浦委員	エ 運輸部門の説明文 説明の 3 行目から、「平成 25 年度比で、藤沢市におけるバスの保有台数は減少していますが、乗用車、貨物自動車の保有台数は増加しています。」とあり、その後で、6 行目から、「藤沢市では前年度に引き続き乗用車、貨物自動車の保有台数が増加していますが、バスの保有台数は減少しています。」とあるが、同じ内容なのに、平成 25 年度比と前年度比で、「バス」と「乗用車、貨物自動車」を入れ替えているのはどうしてか？わかりにくいのではないかと。同じ内容であれば、重ねて書く必要はなく、前年度比について言及する必要があるのであれば、「平成 25 年度比、前年度比ともに、藤沢市における・・・」などとまとめて記載してもいいのではないかと。	運輸部門の二酸化炭素排出量は、自動車からの排出がほとんどを占めています。平成25年度比で、藤沢市におけるバスの保有台数は減少していますが、乗用車、貨物自動車の保有台数は増加しています。藤沢市では前年度に引き続き乗用車、貨物自動車の保有台数が増加していますが、バスの保有台数は減少しています。	ご指摘のとおり、平成25年度比と前年度比で運輸部門の傾向が同じであるため、記載方法について検討いたします。 運輸部門の二酸化炭素排出量は、自動車からの排出がほとんどを占めています。平成25年度比で、藤沢市におけるバスの保有台数は初めて減少となりました。 藤沢市では前年度に引き続き乗用車、貨物自動車の保有台数が増加しています。																																																						

一次案からの主な変更箇所一覧

●その他

部	章	節	項	目	頁		タイトル	担当課	変更内容	一次案の該当箇所	変更内容（二次案）
					一次案	二次案					
1		4	(1)		21	20	国際的な動向	みどり保全課	文章の変更（一か所削除）	2010年（平成22年）10月には、名古屋市でCOP10が開催され、 COP10では、 ポスト2010年目標として「生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標」※1が採択されました。	2010年（平成22年）10月には、名古屋市でCOP10が開催され、ポ スト2010年目標として「生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知 目標」※1が採択されました。
2	I	1			36	37	大気 の 保 全	環境保全課	表内の文章の一部削除	全国でも 0.1%（1/1,174局） と極めて低い水準となっています。	全国でも極めて低い水準となっています。
2	I	1	(2)	①	44	46	公害関係法令に基づく管理	環境保全課	表内に行及び文章・数値追加、合計数変更	「大気汚染防止法」届出件数 17条の13 氏名等変更（揮発性有機化合物排出施設） 0 18条の13 氏名等変更（（一般粉じん発生施設 一般粉じん発生施設の廃止 2 計 3,943	「大気汚染防止法」届出件数 17条の13 氏名等変更（揮発性有機化合物排出施設） 0 廃止（揮発性有機化合物排出施設） 1 18条の13 氏名等変更（（一般粉じん発生施設 0 一般粉じん発生施設の廃止 2 水銀排出施設の廃止 1 計 3,945
2	I	1	(3)	④	52	53	道路整備等	道路下水道総務課	文章の追加	ア 道路・交差点の整備 〈県道〉 ・（都）横浜藤沢線 ・（都）藤沢厚木線 ・県道湘南台大神伊勢原	ア 道路・交差点の整備 〈県道〉 ・（都）横浜藤沢線 ・（都）藤沢厚木線 ・県道湘南台大神伊勢原 ・県道辻堂停車場辻堂
2	I	3	(1)	①	62	62	測定計画（「水質汚濁防止法」第16条）に基づく公共用水域の水質調査	環境保全課	文章の変更	境川・境川橋及び相模湾・辻堂沖における結果は、いずれも 暫定目標値 （50ng／L）以下でしたが、	境川・境川橋及び相模湾・辻堂沖における結果は、いずれも 指針値 （50ng／L）以下でしたが、
2	I	3	(2)	⑪	74	74	下水道PR事業	下水道計画業務課	写真（作品コンクール表彰式）の差し替え		
2	I	4	(1)	10	79	79	道路路面の維持管理	道路維持課	文章の変更	令和7年度の道路改修舗装事業として、石川下土棚ほか36件の舗装打換工事を実施しました。	令和7年度の道路改修舗装事業として、石川下土棚 線 ほか36件の舗装打換工事を実施しました。
2	I	5			83	83	放射性物質への対応	環境保全課	表内の文章の変更（一部削除）	2020年度（令和2年度）時点以降で 環境 基準を達成しています。	2020年度（令和2年度）時点以降で基準を達成しています。
2	I	5	(2)	①	85	84	市役所敷地内の空間放射線量の測定	環境保全課	文章の変更	市役所本庁舎敷地内において月2回、空間放射線量を測定しています。除染要否の基準値を「 地上5cmで1時間当たり0.19マイクロシーベルト以下 」と本市独自で定めています。	市役所本庁舎敷地内において月2回、空間放射線量を測定しています。 除染要否の基準値については、より安全性を確保するために、地上に近い5cmで、かつ当初国が定めた0.19μSv/h未満と本市独自で定め運用しています。

一次案からの主な変更箇所一覧

●その他

部	章	節	項	目	頁		タイトル	担当課	変更内容	一次案の該当箇所	変更内容（二次案）
					一次案	二次案					
2	I	5	(2)	②	85	85	海岸における空間放射線量	環境保全課	※註釈の削除	※ 本市独自の基準値は地上5 cmで0.19 μSv/h以下。環境省の基準値は50 cm～1 mで0.23 μSv/h未満。この差は、自然放射線量(0.04 μSv/h) 相当分	削除
2	I	5	(2)	④	86	86	ごみの焼却灰に含まれる放射性物質濃度	環境施設課	審議会委員の「その評価について、放射性セシウムに関する水道水の管理目標値10Bq/kg (=10Bq/L) を（本文に）併記した方がよいのでは。」との対応に伴い、他の箇所も統一する 焼却灰の放射性物質濃度の注釈に検出下限値を記載	北部環境事務所 ※4 「不検出」とは、放射性物質濃度が定量下限値に満たない（定量できない）ことを表す。 石名坂環境事務所 ※4 「不検出」とは、放射性物質濃度が定量下限値に満たない（定量できない）ことを表す。 ※5 令和7年度から測定回数が1回/年に変更。	北部環境事務所 ※4 「不検出」とは、放射性物質濃度が検出下限値に満たないことを表す。検出下限値は直接測定値のヨウ素-131が9～14Bq（ベクレル）/kg、セシウム-134が9～13Bq/kg、セシウム-137が8～13Bq/kg。乾土換算値のヨウ素-131が12～17Bq（ベクレル）/kg、セシウム-134が11～14Bq/kg、セシウム-137が9～15Bq/kg。 石名坂環境事務所 ※4 「不検出」とは、放射性物質濃度が検出下限値に満たないことを表す。検出下限値は直接測定値のヨウ素-131が18 Bq（ベクレル）/kg、セシウム-134が 16Bq/kg、セシウム-137が14Bq/kg。乾土換算値のヨウ素-131が18 Bq（ベクレル）/kg、セシウム-134が 16Bq/kg、セシウム-137が14Bq/kg。 ※5 削除
2	II	1	(1)	⑪	104	103	みどり基金による緑地の取得等 街路樹の維持・管理	みどり保全課 道路維持課	前のタイトルへの○数字追加、及び、それによる次のタイトルの○数字の変更	みどり基金による緑地の取得等 ⑩街路樹の維持・管理	⑩みどり基金による緑地の取得等 ⑪街路樹の維持・管理
2	II	3	(1)	⑦	124	123	市民団体との連携による緑化の推進	みどり保全課	文章の変更（一か所追加）	第44回となる令和7年度は、Fプレイスにおいて119人の参加を得て開催しました。	第44回目となる令和7年度は、Fプレイスにおいて119人の参加を得て開催しました。
2	II	3	(1)	⑩ ⑪	126 ～ 127	125 ～ 126	公園緑地 緑の広場の設置状況 みず・みどりの基幹軸	みどり保全課 公園課	前のタイトルへの○数字追加、及び、それによる次のタイトルの○数字の変更	公園緑地 ⑩緑の広場の設置状況 ⑪みず・みどりの基幹軸	⑩公園緑地 ⑪緑の広場の設置状況 ⑫みず・みどりの基幹軸
2	II	4			130	129	農水産業おとの共存	農業水産課	表内の文章の一部削除	収穫体験講座のほか、 藤沢産 マルシェを開催し、	収穫体験講座のほか、マルシェを開催し、
2	II	4	(1)	⑤	131	130	生産緑地地区	都市計画課	文章の変更	令和 7年12月23日 現在440ヵ所、	令和 8年3月31日 現在440ヵ所、
2	II	4	(1)	⑪	134	133	学校・保育園給食における食の安全への取組	学校給食課	文章の変更	【中学校給食の例】 焼肉丼／ゆで野菜／ひじきポテト／ チャプチェ ／ 冷凍みかん ／ごはん／牛乳	【中学校給食の例】 焼肉丼／ゆで野菜／ひじきポテト／ しらたきの炒め物 ／ 白菜スープ ／ごはん／牛乳
2	III	1	(3)	②	143	142	ごみ減量推薦店制度	環境事業センター	文章の変更	令和8年3月末日をもって廃止 することに決定 しました。	令和8年3月末日をもって廃止しました。

一次案からの主な変更箇所一覧

●その他

部	章	節	項	目	頁		タイトル	担当課	変更内容	一次案の該当箇所	変更内容（二次案）
					一次案	二次案					
2	III	2			144	143	廃棄物の適正な処理	環境総務課（廃棄）	表内の文章修正	2024年度（令和6年度）と比較して約0.4ポイント減少しています。 <u>電子化などで資源の収集量は減少していますが、ごみの総排出量の減少量が資源物の減少量を上回ったこと</u> などが要因と考えられます。	2024年度（令和6年度）と比較して約0.4ポイント減少しています。 <u>紙の電子化などで、社会全体として資源の排出量が減少していること</u> などが要因と考えられます。
2	III	2	(1)	③	147	146	ダイオキシン類対策	環境施設課（北部環境事業所）	註釈の文章修正	北部環境事業所 <u>1号炉</u> の排出基準値は0.1 ng-TEQ/N m3、 <u>それ以外</u> は1 ng-TEQ/N m3。	北部環境事業所の排出基準値は0.1 ng-TEQ/N m3、 <u>石名坂環境事業所</u> は1 ng-TEQ/N m3。
2	IV	1	(1)	⑪	161	161	市民センター生涯学習事業	生涯学習総務課	註釈の文章加筆修正	※令和6年度まで公民館環境関連講座として実施していたもの。	※令和6年度まで公民館 <u>において</u> 環境関連講座として実施していたもの。
2	IV	1	(1)	⑰	166	166	ごみ処理施設などの見学	環境施設課（石名坂環境事業所）	文章削除 今後 石名坂環境事業所を見学施設にする予定はないため	<u>イ 石名坂環境事業所の施設見学</u> <u>現在施設見学は、北部環境事業所（リサイクルプラザ藤沢）で行っています。</u> <u>石名坂環境事業所では、令和5年度まで小学4年生の社会科学習を中心に施設見学を行っていました。</u>	<u>全て削除</u> <u>よってp165の「ア」も削除</u>
2	V	1	(1)	10	190	191	「藤沢市環境保全職員率先実行計画」	ゼロカーボン推進課	文章の修正	令和7年度は、 <u>高齢者支援課、下水道施設課、病院総務課の3課4施設</u> を対象として、温室効果ガス排出量について環境マネジメントシステム監査を実施しました。	令和7年度は、 <u>高環境施設課、保健医療センター、白浜養護学校の3施設</u> を対象として、温室効果ガス排出量について環境マネジメントシステム監査を実施しました。
2	V	1	(2)	①	192	192	イ 「藤沢市地球温暖化対策研究会」	ゼロカーボン推進課	詳細ページ案内の変更 他の表現（該当ページの部、章、節、等を示す）と統一	（詳細は <u>228ページ</u> ）。	（詳細は <u>第3部 1－(3) 参照</u> ）
2	V	1	(3)	⑥	195	195	⑥公共施設における省エネ設備の率先導入	道路維持課	文章に追加	さらに、「藤沢市道路・公園照明灯LED化ESCO事業」において、10年間の委託を開始しました。	さらに、「藤沢市道路・公園照明灯LED化ESCO事業」において、 <u>令和6年度から</u> 10年間の委託を開始しました。
2	V	2			196	196	エネルギーの地産地消	ゼロカーボン推進課	★達成指標に対する本年度の状況★の表の中の文言	再生可能エネルギー導入容量（累計） 概要 取組・結果等について 本市における再生可能エネルギー導入容量については、資源エネルギー庁「B表 市町村別認定・導入量」を基に把握しています。令和7年度末の <u>FIT制度の認定を受けている太陽光発電システムの導入件数は、10 kW未満の設備が●●件、10 kW以上の設備が●●件で、再生可能エネルギー導入容量は●●kWとなり、累計●●kWに到達しました。</u>	再生可能エネルギー導入容量（累計） 概要 取組・結果等について 本市における再生可能エネルギー導入容量については、資源エネルギー庁「B表 市町村別認定・導入量」を基に把握しています。令和7年度末の <u>認定を受けている再生可能エネルギー導入容量は3,581kW増加となりました。</u>
2	V	3	(1)	③	206	206	「ふじさわサイクルプラン」に基づく自転車施設策の推進	都市計画課	文章の一部削除	令和2年度からは <u>新たに</u> 「用田バス停」付近で本運用を開始しています。	令和2年度からは「用田バス停」付近で本運用を開始しています。
2	V	5	(4)]	⑪	222	222	巡洋河川一式側の整備	河川水路課	文章の変更	<u>市道高倉遠藤線</u> から引地川合流点までの1,900 mを整備指定区間とし、令和元年度から事業に着手し、令和21年度に整備が完了する予定です。令和6年度に下流 <u>域</u> 約240 mの護岸が完成し、令和7年度は狭窄部の橋りょう架替工事に着手しました。	<u>県道410号（湘南台大神伊勢原）</u> から引地川合流点までの1,900 mを整備指定区間とし、令和元年度から事業に着手し、令和21年度に整備が完了する予定です。令和6年度 <u>まで</u> に下流域 <u>部</u> 約240 mの護岸が完成し、令和7年度は狭窄部の橋りょう架替工事に着手しました。

一次案からの主な変更箇所一覧

●その他

部	章	節	項	目	頁		タイトル	担当課	変更内容	一次案の該当箇所	変更内容（二次案）
					一次案	二次案					
3		2			234	234	環境保全活動 団体及び企業 の取組状況	環境総務課	事業者の表に新規事業者の追加	記載無し	6 株式会社カナダ ●●ページ